

第 2 次

鳥取県西部広域市町村圏計画

〔基本計画〕

平成 2 8 年 1 0 月策定

令和 3 年 1 1 月（中間見直し）

鳥取県西部広域行政管理組合

目 次

第1章 総論	1
第1節 策定の趣旨.....	1
第2節 計画の目的.....	1
第3節 計画の構成.....	1
第4節 計画の策定・進行管理体制.....	3
第5節 計画を推進するために.....	3
第2章 圏域の状況	4
第1節 圏域の位置・自然環境.....	4
第2節 圏域の推計人口と目標人口.....	6
第3節 構成市町村の財政指標の推移.....	7
第4節 構成市町村の地域指定の状況.....	9
第3章 共同処理事業計画	11
第1節 広域市町村圏の振興整備に関する計画の策定及び広域市町村圏計画に 基づく事業の実施の連絡調整に関すること.....	11
第2節 不燃物処理施設の設置及び管理運営に関すること（施設の運転管理）	13
第3節 不燃物処理施設の設置及び管理運営に関すること（新施設整備計画）	15
第4節 広域福祉センターの設置及び管理運営に関すること.....	16
第5節 消防事務に関すること.....	18
第6節 病院群輪番制病院に関すること.....	23
第7節 火葬場の設置及び管理運営に関すること.....	25
第8節 介護保険法に基づく要介護認定及び要支援認定に係る事務のうち、審 査及び判定に関すること.....	27
第9節 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ く介護給付費等の支給に係る事務のうち、障害支援区分及び支給要否決 定に係る審査及び判定に関すること.....	28
第10節 し尿処理場の設置及び管理運営に関すること.....	29
第11節 ごみ焼却施設の設置及び管理運営に関すること.....	31
第12節 県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により処理さ れることとされた事務に関すること.....	33
参考資料	34
共同処理事務.....	34
鳥取県西部広域行政管理組合規約（令和3年7月1日現在）.....	35
各施設の概要.....	38
各施設の配置図.....	41
SDGs との関係.....	42
共同処理事務とSDGs との関連.....	43

第1章 総論

第1節 策定の趣旨

本圏域は、昭和46年7月に「鳥取県西部広域市町村圏」の圏域設定により鳥取県西部広域行政管理組合（以下「組合」という。）を設立し、第1次及び第2次の広域市町村圏計画を策定し、広域かつ総合的な行政の推進を図ってきました。また、平成7年10月には「ふるさと市町村圏」の選定を受け、更なる創造的・一体的な振興整備を進めてきました。

このような取り組みを行う中、平成21年3月末に国から「広域行政圏計画策定要綱」及び「ふるさと市町村圏推進要綱」を廃止し、今後の広域連携については、地域の実情に応じて関係市町村の自主的な協議により取り組みが行われることが適当との見解が示されました。

これを受け、本組合では西部圏域の振興整備を目的とした独自の計画を策定することとなり、平成24年2月に「鳥取県西部広域市町村圏計画」（以下、「第1次計画」という。）を策定し、基本計画期間を5年間と定め計画を推進してきました。

「第2次鳥取県西部広域市町村圏計画」は、第1次計画に続く計画として平成28年に10年を計画期間として策定されたものですが、計画中間年にあたる5年目に中間見直しを行うことを定めています。圏域をとりまく情勢の変化、共同処理事務の進捗や見直し、また現状と課題等について、現況を反映するよう時点修正を行い、より実効的な計画となるよう本中間見直しを行うものです。

第2節 計画の目的

この計画は、将来的な組合の事務事業の見通しを明らかにし、組合の共同処理事務の指針となるよう策定します。

本圏域は、少子高齢化、人口減少、構成市町村の財政状況など今後も厳しい状況が継続すると想定されることから、本組合の共同処理事務については、より効率的な行政運営、効果的な事業の実施が求められています。

このことから、構成市町村との連携と協力を得ながら、圏域の現状及び課題を共有し、計画的、効果的に事業を実施することにより、本圏域全体の活性化と振興、発展、圏域住民の生活基盤の安定・強化に寄与することを目的とします。

第3節 計画の構成

この計画の構成は、基本計画と実施計画の2段階の計画とします。

上位の基本計画は、共同処理事務の中長期的な見通しを示し、下位の実施計画は基本計画に掲げる施策を実施するための具体的な事業を示すものとします。

年 度		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	実施計画の 参考策定期間	
広 域 市 町 村 圏 計 画	基本 計画												
		共同処理事務の指針を示すもの（H29～R8 の 10 年間） （5 年目に見直し）											
	実施 計画	施策を実施するための具体的な事業を示すもの（毎年度のローリング方式）											
		H29～R1											
			H30～R2										
		※中間見直しにより令和 4 年度以降の実施計画は 10 年間策定											
							R4-R8						R9-R13
								R5-R8					R9-R14

【各計画の期間】

基本計画は、平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間を計画期間とします。ただし、西部圏域における社会ニーズの変化、情勢の変化等に対応するため、計画 5 年目に内容の見直しを行います。

実施計画は、3 年間を計画期間とし、ローリング方式により毎年度計画を更新してきましたが、中間見直しにより令和 4 年度以降の実施計画の計画期間は 10 年間とし、令和 9 年度以降については参考策定期間とした上で、財政推計と一致する内容で策定するものとします。

【基本計画に関する事項】

本組合の共同処理事務の実施において、抱える諸課題に対し、中長期的な方向性や方針、施策を示します。

具体的には、現状を把握し、今後の課題の抽出、課題の解決に向けた方針、施策について明示します。

【実施計画に関する事項】

基本計画で定めた方針や施策について、平成 28 年度の策定時においては、向こう 3 年間に計画される事業内容や費用を算出し、構成市町村の負担の見通しを明らかにしてきましたが、中間見直し以降については、今後 10 年間を計画期間として、財政推計と一致するものとし、より長期の事業実施計画を示すこととします。

【他の計画との整合】

この計画は、行政改革大綱及び事業別に定める計画との整合を図るものとします。

第4節 計画の策定・進行管理体制

本計画の策定・見直し等は構成市町村の担当課長で構成する担当課長会議で事前に協議し、副市町村長会議での審査を経て、正副管理者会議において計画を決定します。

名 称	構成員	目 的
正副管理者会議	管理者、副管理者	・方針決定及び進行管理等に関すること。
副市町村長会議	副市町村長 ※副市町村長を置かない場合、総務課長。	・正副管理者会議に提出する議案を事前に審査する。
担当課長会議	構成市町村の担当課長	・副市町村長会議に提出する議案を事前に協議する。
作業部会	事務局及び消防局総務課長 各担当課長補佐	・担当課長会議に提出する議案を事前に調査研究する。

第5節 計画を推進するために

計画の推進に当たっては、基本計画、実施計画に基づくとともに、圏域の高齢化や人口減少、構成市町村の財政状況、西部圏域におけるニーズの変化、また急速に進展するデジタル化社会、脱炭素社会への移行、頻発する大規模災害、新型コロナウイルス感染症への対応等の社会全体の情勢を勘案しながら、計画的、効果的に必要な施策を実施するとともに、下記の事項に取り組みます。

- ① 圏域住民や構成市町村、関係団体等と事務事業の課題を共有し、連携を図りながら協働して事業に取り組みます。
- ② 組合事業に対する住民の理解や信頼を深めるため、情報提供や情報公開を推進します。
- ③ 効率的な組織運営、市町村負担と将来を見据えた財政運営など、行財政改革を継続的に推進します。

第2章 圏域の状況

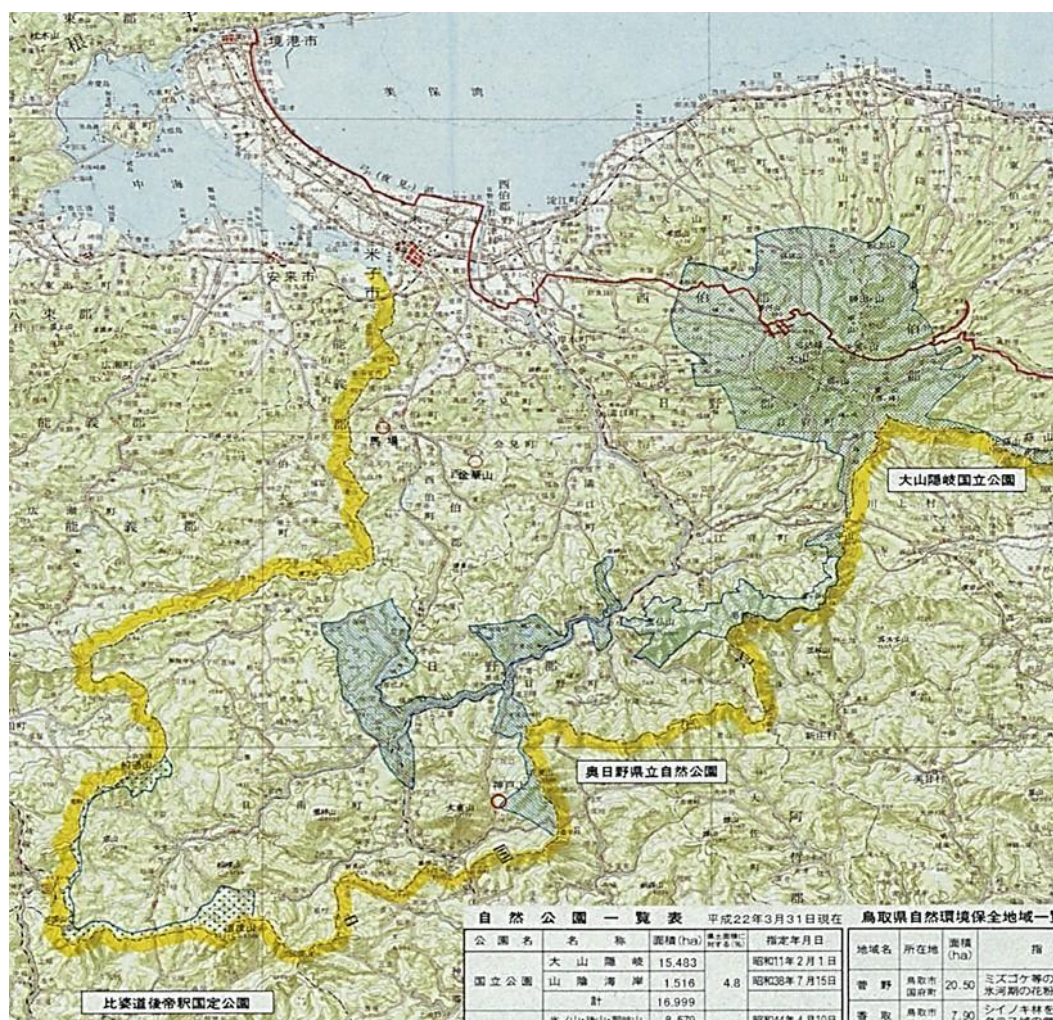
第1節 圏域の位置・自然環境

【位置・自然環境】

本圏域は、鳥取県の西部に位置し、県の面積のおよそ35%を占めています。

平野部は、中国山地を源に南から北に流れる日野川の下流域に開け、本圏域の中心都市米子市が位置しています。

山間部は、大山隠岐国立公園、比婆道後帝釈国定公園、奥日野県立自然公園などがあり、また、圏域の西に位置する中海は、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地としてラムサール条約に登録されており、圏域全体が豊かな自然環境に恵まれています。

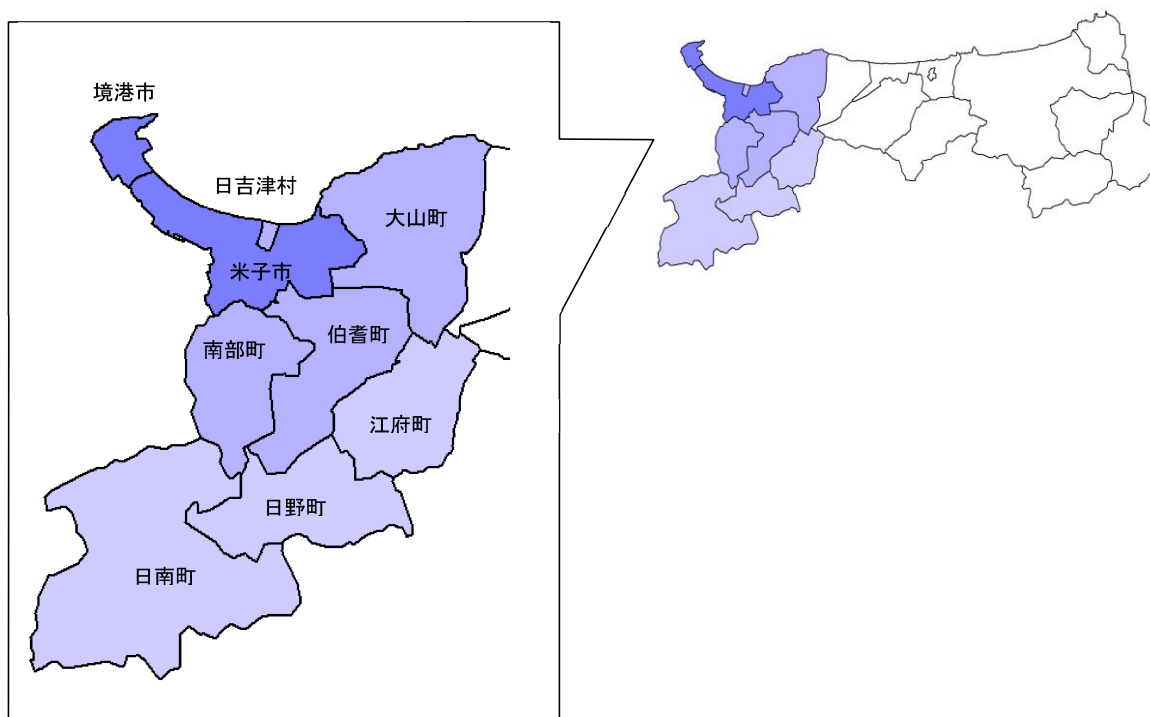


出典：鳥取県自然公園、自然環境保全地域等配置図より抜粋

【構成市町村の概要】

項目 市町村	R3.4月 住基人口（人）	面 積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)	世帯数 (世帯)	平均世帯人数 (人/世帯)
米子市	146,680	132.42	1,107.69	67,747	2.17
境港市	33,433	29.10	1,148.90	15,362	2.18
日吉津村	3,558	4.20	847.14	1,235	2.88
大山町	15,822	189.83	83.35	5,723	2.76
南部町	10,580	114.03	92.78	3,904	2.71
伯耆町	10,740	139.44	77.02	3,869	2.78
日南町	4,350	340.96	12.76	1,978	2.20
日野町	2,929	133.98	21.86	1,304	2.25
江府町	2,737	124.52	21.98	1,023	2.68
計	230,829	1,208.48	191.01	102,145	2.26

※令和3年4月1日現在市町村住民基本台帳及び令和2年度鳥取県市町村要覧より作成



第2節 圏域の推計人口と目標人口

【推計人口】

国立社会保障・人口問題研究所の作成した「日本の地域別将来推計人口（2018年推計）」によると、圏域の人口は急速に減少すると予測されています。（単位：人）

年度 市町村	2015年 実績	2020年 (速報)	2025年 推計	2030年 推計	2035年 推計	2040年 推計	2045年 推計
米子市	149,313	147,421	148,758	147,297	145,170	142,368	139,073
境港市	34,174	32,760	31,473	30,015	28,534	27,076	25,655
日吉津村	3,439	3,504	3,537	3,560	3,564	3,549	3,510
大山町	16,470	15,405	14,362	13,326	12,271	11,216	10,201
南部町	10,950	10,319	9,664	9,033	8,389	7,750	7,129
伯耆町	11,118	10,710	9,965	9,368	8,777	8,168	7,555
日南町	4,765	4,199	3,553	3,063	2,644	2,267	1,917
日野町	3,278	2,909	2,434	2,082	1,766	1,481	1,225
江府町	3,004	2,679	2,312	2,017	1,746	1,502	1,268
計	236,511	229,906	226,058	219,761	212,861	205,377	197,533

※2015年は国勢調査による実績値 2020年は速報値

※2020年以降の人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2018年推計）」に基づく。

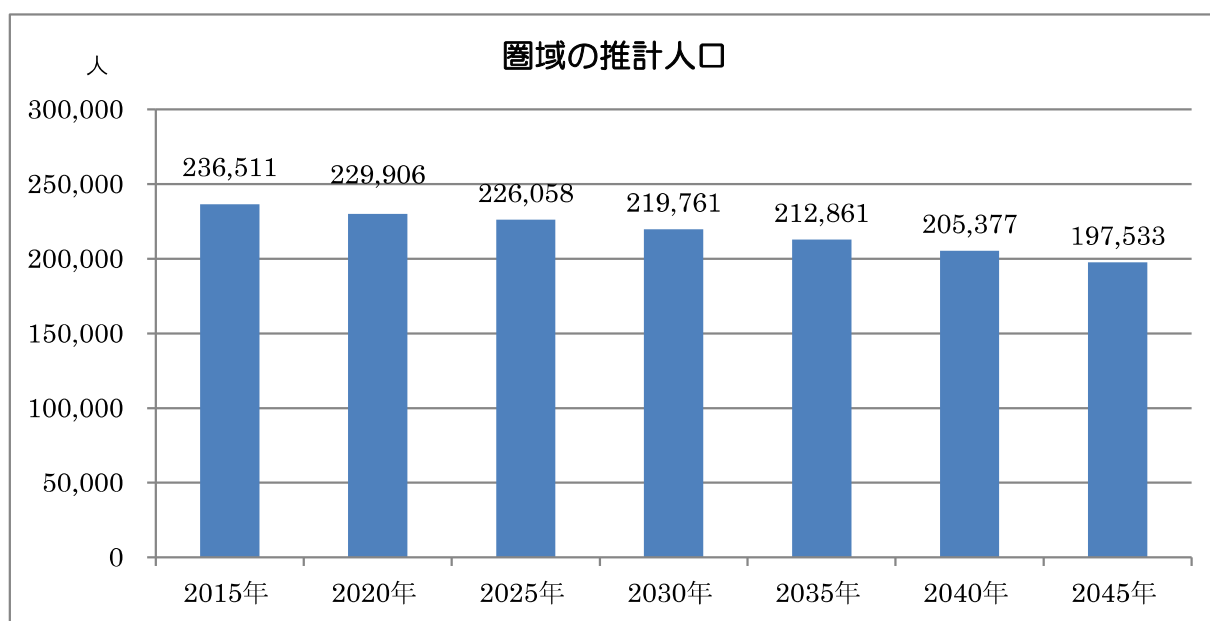
【人口の展望】

構成市町村が設定している人口展望は以下のとおりです。（単位：人）

年度 市町村	2015年 実績	2020年 (速報)	2030年	2040年	2050年	2060年
米子市	149,313	147,421	144,606	138,356	131,353	123,766
境港市	34,174	32,760	31,122	29,127	27,644	26,498
日吉津村	3,439	3,504	3,528	3,552	3,576	3,600
大山町	16,470	15,405	13,670	12,178	10,916	9,983
南部町	10,950	10,319	9,922	9,172	8,522	8,055
伯耆町	11,118	10,710	9,919	9,312	8,913	8,835
日南町	4,765	4,199	3,449	2,870	2,444	2,189
日野町	3,278	2,909	2,249	1,795	1,463	1,263
江府町	3,004	2,679	2,289	1,974	1,974	1,974
計	236,511	229,906	220,754	208,336	196,805	186,163

※2015年は国勢調査による実績値 2020年は速報値

※数値は各市町村からの提供（江府町については2050年、2060年の推計値がないため2040年と同値とした。）



第3節 構成市町村の財政指標の推移

令和元年度決算に基づく経常収支比率は、全ての市町村が80%を超えていることから、高い水準にあると言えます。実質公債費比率は、早期健全化基準25%を超える市町村はありません。将来負担比率は、早期健全化基準350%を超える市町村はありません。

※令和2年度鳥取県市町村要覧及び令和元年度実績に基づく。

分 区 市町村	経常収支比率			健全化判断比率（令和元年度決算）			
	H29	H30	R1	実質赤字 比率	連結実質 赤字比率	実質公債 費 比率	将来負担 比率
米子市	90.7	91.0	90.7	－	－	9.1	94.0
境港市	93.3	95.8	92.0	－	－	12.9	126.6
日吉津村	84.1	80.8	85.0	－	－	11.7	3.5
大山町	91.0	91.6	92.9	－	－	10.9	－
南部町	92.1	92.2	92.4	－	－	12.2	25.6
伯耆町	90.5	87.7	90.6	－	－	8.3	－
日南町	89.7	91.0	91.0	－	－	7.2	－
日野町	83.7	87.4	84.0	－	－	7.0	－
江府町	88.7	90.2	86.9	－	－	13.4	81.9

○ 経常収支比率

人件費、扶助費、公債費等の義務的経常経費に地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とした経常経費一般財源がどの程度充当されたかをみる指標です。この比率が低いほど普通建設事業等の臨時的経費に充当できる一般財源に余裕があり、財政構造が弾力性に富んでいることを示します。

一般的に80%を超えると弾力性を失いつつあるといわれています。

○ 実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。

○ 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すものです。

○ 実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものです。

○ 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。

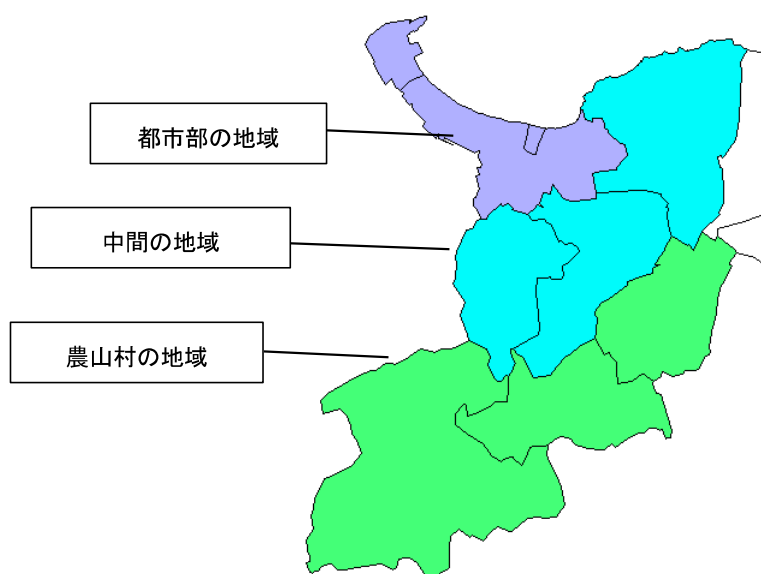
基準 比率	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	財政規模に応じ 11.25～15%	20%
連結実質赤字比率	財政規模に応じ 16.25～20%	30%
実 質 公 債 費 比 率	25%	35%
将 来 負 担 比 率	350%	—

第4節 構成市町村の地域指定の状況

圏域の海岸部に位置する米子市を中心とした都市部の地域と、中国山地に位置し、農山村に関する地域指定を受けている町があり、地域指定の状況は圏域の中でも大きく異なっています。

また、これらの地域の間中に位置する町もあり、変化に富んだ圏域といえます。

区分 市町村	過疎地域	農村地域 工業導入地区	振興山村	辺地	特定 農山村地域	地方拠点 都市地域
米子市						○
境港市						○
日吉津村						○
大山町	○	○	○ (旧大山町)	○		○ (旧大山町)
南部町		○	○	○	○ (旧西伯町)	○
伯耆町	○ (旧溝口町)	○ (旧溝口町)	○ (旧溝口町)	○ (旧溝口町)	○ (旧溝口町)	○
日南町	○		○	○	○	
日野町	○	○	○	○	○	
江府町	○	○	○	○	○	



○ 過疎地域

人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。（過疎地域自立促進特別措置法）

○ 農村地域工業導入地区

農村地域への工業等の導入を積極的かつ計画的に促進するとともに農業従事者がその希望及び能力に従ってその導入される工業等に就業することを促進するための措置を講じ、並びにこれらの措置と相まって農業構造の改善を促進するための措置を講ずることにより、農業と工業等との均衡ある発展を図るとともに、雇用構造の高度化に資することを目的とする。（農村地域工業等導入促進法）

○ 振興山村

国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている山村が産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある実情にかんがみ、山村振興の目標を明らかにするとともに、山村振興に関する計画の作成及びこれに基づく事業の円滑な実施に関し必要な措置を講ずることにより、山村における経済力の培養と住民の福祉の向上を図り、併せて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与することを目的とする。（山村振興法）

○ 辺地

辺地を包括する市町村について、当分の間、当該辺地に係る公共的施設の総合的、かつ、計画的な整備を促進するために必要な財政上の特別措置等を定め、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図ることを目的とする。（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律）

○ 特定農山村地域

特定農山村地域について、地域における創意工夫を生かしつつ、農林業その他の事業の活性化のための基盤の整備を促進するための措置を講ずることにより、地域の特性に即した農林業その他の事業の振興を図り、もって豊かで住みよい農山村の育成に寄与することを目的とする。（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律）

○ 地方拠点都市地域

地域における創意工夫を生かしつつ、広域の見地から、地方拠点都市地域について都市機能の増進及び居住環境の向上を推進するための措置等を講ずることによるその一体的な整備の促進を図るとともに、過度に産業業務施設が集積している地域から地方拠点都市地域への産業業務施設の移転を促進するための措置等を講ずることによる産業業務施設の再配置の促進を図り、もって地方の自立的成長の促進及び国土の均衡ある発展に資することを目的とする。（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律）